

6 近経第 2 4 9 号
令和 7 年 1 月 2 0 日

兵庫県尼崎市武庫之荘 3-8-6

株式会社金山組
代表取締役 金山 和晃 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社の代表取締役が、贈賄の容疑で兵庫県警察に逮捕されたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 1 9 年 7 月 2 日付け 1 8 林政第 7 9 3 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 7 年 4 月 2 0 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 1 月 2 1 日 ～ 令和 7 年 4 月 2 0 日（3 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社金山組の代表取締役が、阪神水道企業団発注の浄水場内の工事において、非公開の入札情報を教えてもらった見返りとして現金 20 万円を同企業団の主査に渡したことから、令和 6 年 11 月 13 日、兵庫県警察に贈賄の容疑で逮捕された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 3 号イ（贈賄）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。